

琳派400年記念 京の匠商品券発行業務事業委託
仕 様 書

平成27年6月

京都府中小企業団体中央会

1 目 的

本仕様書は、琳派400年記念 京の匠商品券発行事業の業務委託に係る、企画提案書等の提出に必要な事項を定めるとともに、事業の実施にあたり必要な事項を定めるものである。

2 趣 旨

京都の伝統産業の振興を図るため、きものや陶磁器などの京もの指定工芸品等の販売を促進することで、伝統産業の活性化を図るとともに、府内での消費喚起により地域の活性化につながる事業を実施することとし、この業務を委託するにあたり、次の企画提案を募集する。

3 事業の概要

(1) 事業名

琳派400年記念 京の匠商品券発行事業（以下「本業務」という。）

(2) 琳派400年記念 京の匠商品券（以下「商品券」という。）の概要

発行総額	3億円
発行総数	25,000冊（1冊1,000円×12枚綴り） ※偽造防止加工
額 面	1冊 12,000円（税込）
販売価格	1冊 10,000円（税込）
助成率	20%（京都府中小企業団体中央会（以下、「中央会」という。）が負担し、委託金額に含め支払う）
委託金額	5契約 （4）委託料参照
販売方法	ネット、郵便による事前申込・抽選 （ネット申込のシステムについては、京都府が制作するシステムにより申込。申込の情報を受託事業者に提供。）
使用できる範囲	指定された京都府内における取扱店等
販売期間	平成27年9月～（予定）
利用期間	平成27年9月～平成27年12月31日
購入限度	1人当たり10冊まで
商品券により購入できる対象商品	・京もの指定工芸品又は京もの伝統食品（京つけもの） ・京もの指定工芸品又は京もの伝統食品を扱う施設での制作体験等
その他	・現金との引換はできない。 ・つり銭は支払われない。 ・盗難、紛失、滅失又は偽造、模造等に対しては、中央会は責

	を負わない ・転売防止のための注意書きを入れること
--	------------------------------

4 事業の内容

(1) 商品券の発行

ア 府内市町村等で発行している類似の商品券等の発行状況を把握し、利用者及び取扱店等に混乱が生じないように、十分な説明・配慮を行うこと。

イ 商品券には偽造防止を設けること。

(2) 商品券の販売

ア 販売方法は事前申込・抽選により実施。

イ 当選者については、ネット又は郵便により連絡をするとともに、商品券の販売手法については、府域をカバーする販売窓口の設置や代金引換による配送販売など、当選者に過度な負担が生じない手法を検討すること。

ウ 販売については、当選者の本人確認を行うこと。

(3) 商品券のプロモーション

ア 商品券の情報だけでなく、琳派400年及び京都府の伝統工芸品の魅力を発信し、商品券の購買意欲に繋がる仕組みを提案し、商品券が完売できるよう努めること。

イ パンフレット等の紙媒体については発行部数、インターネットサイトなどでのPRについては閲覧者数を日ごとに把握できる仕組みとすること。

(4) 商品券の換金

ア 取扱店等からの送付される商品券を確認し、取扱店等への換金を行うこと。

イ 商品券の送付における安全な手法、紛失時の責任所在を明確にするとともに、取扱店等の負担を軽減すること。

(5) 消費者及び取扱店等への対応

ア 取扱店等への参加希望調査には中央会が協力する。(対象施設リストの提供)

イ 商品券に関する取扱店等との調整はすべて受託者が行う。

ウ 消費者、取扱店等からの問い合わせに対して誠実に対応すること。

(6) 創意工夫

(1) から (5) の内容について、自社の強みや特徴を活かし創意工夫を行うこと。創意工夫の内容は企画提案書にて明示すること。

(7) データの管理

ア データは適切に管理し、分析業務が行えるようにすること。

イ 販売状況は日々とりまとめること。

(8) 実績報告

次に掲げる項目について月次報告書を翌月末までに提出すること。

- ・商品券の販売状況(日単位)

- ・本事業の利用者数
 - ・その他必要と認められる事項
- (9) アンケートの実施と分析、報告書の作成
- 当事業の経済効果を検証するため、利用者及び販売店等に対し、アンケートを実施すること。
- また、アンケートの分析を行った上で、事業全体の実施報告書を作成すること。

5 契 約

- (1) 契約の締結
- 予定価格の範囲内で契約を締結する。
- (2) 契約の条件等
- 本業務委託契約書の定めるところによる。
- (3) 契約期間（履行期間）
- 契約締結の日から平成28年2月29日までとする。
- (4) 委託料
- 本業務の委託料は67,500千円を上限とする。
- うち、商品券への助成費は50,000千円とする。
- (5) 委託料の前金払
- 中央会は受託者の請求により必要があると認めるときは、委託料の全部または一部を前金払いすることができる。
- (6) 委託料の支払
- 商品券の販売期間終了後、販売実績に応じ支払額を確定する。
- その結果、前金払いにより受託者に交付した委託料に残額が生じた場合、中央会は受託者に返還を命じる。

6 一般的事項

- (1) 受託者は、中央会と連絡調整を十分に行い、遅滞なく業務を実施すること。
- (2) 業務を遂行する上で必要な許可・資料等は、受託者において手配するものとし、当該手続きに発生する費用は契約金額に含むものとする。
- (3) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることができる。ただし、中央会が書面によりあらかじめ承諾したときに限る。
- また、再委託が承諾されたとき、受託者は再委任先に対し、本業務にかかる全ての業務を順守させること。
- (4) 業務の遂行にあたって疑義が生じたときまたは、定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、中央会と協議すること。